

令和3年第4回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（令和3年12月9日）

| | |
|---|----|
| 議事日程（第2号） | 13 |
| 日程第1 議案第66号 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号） | 15 |
| 日程第2 議案第67号 令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号） | 15 |
| 日程第3 議案第68号 令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号） | 15 |
| 日程第4 議案第69号 令和3年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号） | 15 |
| 日程第5 一般質問 | 17 |
| 1. 山内実貴子 議員 | 17 |
| 2. 今西利行 議員 | 27 |
| 3. 森山高広 議員 | 38 |
| 4. 宇佐美まり 議員 | 42 |
| 5. 浅田晃弘 議員 | 48 |
| 6. 山本 精 議員 | 54 |
| 7. 原田周一 議員 | 58 |

令和3年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年12月9日

午前10時開議

- 日程第1 議案第66号 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第2 議案第67号 令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第68号 令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第69号 令和3年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第5 一般質問
1. 山内実貴子 議員
 2. 今西利行 議員
 3. 森山高広 議員
 4. 宇佐美まり 議員
 5. 浅田晃弘 議員
 6. 山本精 議員
 7. 原田周一 議員

1. 出席議員

- | | | | |
|-----|-----|-------|----|
| 議長 | 12番 | 谷口整 | 議員 |
| 副議長 | 1番 | 浅田晃弘 | 議員 |
| | 2番 | 原田周一 | 議員 |
| | 3番 | 宇佐美まり | 議員 |
| | 4番 | 山本精 | 議員 |
| | 5番 | 山内実貴子 | 議員 |
| | 6番 | 上野雅央 | 議員 |
| | 7番 | 藤本英樹 | 議員 |
| | 8番 | 森山高広 | 議員 |
| | 9番 | 馬場哉 | 議員 |
| | 10番 | 榎木憲法 | 議員 |
| | 11番 | 今西利行 | 議員 |

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

| | | | | | | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|---|-------|-------|
| 町 | 長 | 西谷信夫君 | | | | | |
| 副町 | 長 | 山下康之君 | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 奥村博巳君 | | | | |
| 都市整備政策監 | 星野欽也君 | | | | | | |
| 総務担当理事 | 奥谷明君 | | | | | | |
| 健康福祉担当理事 | 黒川剛君 | | | | | | |
| 建設事業担当理事 | 垣内清文君 | | | | | | |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 野田泰生君 | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 青山公紀君 | | | |
| 企 | 画 | 財 | 政 | 課 | 長 | 村山和弘君 | |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 課 | 長 | 岩井直子君 |
| 建 | 設 | 環 | 境 | 課 | 長 | 谷出智君 | |
| 産 | 業 | 観 | 光 | 課 | 長 | 木原浩一君 | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 馬場浩君 | |

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 矢 | 野 | 里 | 志 | 君 |
| 庶 | 務 | 係 | 長 | 太 | 田 | 智 | 子 | 君 |

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議案第66号～議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第1から日程第4まで、議案第66号から、議案第69号までの4議案を一括議題といたします。

4議案につきましては、12月6日の会議で、予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会、山内実貴子委員長。

○予算特別委員会委員長（山内実貴子） おはようございます。

それでは、予算特別委員会に付託されました4議案につきまして、順次委員長報告を申し上げます。

はじめに、議案第66号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）については審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては新型コロナウイルス感染症予防対策事業費について、自治体での集団接種はファイザー製であったが、3回目も同じワクチンとなるのか。また2回目接種後、8カ月の予定を6カ月に前倒しとの報道もあるが、町の対応はいかがかとの質疑があり、現在の試案ではファイザー製が約半分、モデルナ製が約半分と示されており、実施時点で供給のワクチンを使用する方向である。現在、接種後6カ月の方向性は正式に示されていないが、今後の動向を見定め、できるだけ早く準備したいと考えているとの答弁があったところです。

次に、新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業費について、対象者1人につき1回とあるが療養が長引いた場合の対応、事業の広報、保健所への周知についてはいかがかとの質疑があり、事業は社会福祉協議会に委託予定で、引き続き支援が必要な場合は協議会が実施する買い物支援等の事業利用も想定しており、また、京都府からの支援物資もあることから、長期間の支援を受けられない状態にはならないと考えている。事業の周知は、町ホームページや広報紙を予定しており、京都府とも情報を共有可能なものは行い、事業の内容も含め、連携を図っていきたいとの答弁があったところです。

次に、議案第67号、令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正

予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第68号、令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に議案第69号、令和3年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました4議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第1、議案第66号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第66号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第66号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第67号、令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第67号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第67号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第68号、令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第68号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第68号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第69号、令和3年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第69号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第69号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（谷口 整） 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会の一般質問より、町議会ホームページにおいて、録画による動画配信を行います。そのことをお知らせをいたします。

それでは、通告順に質問を許します。山内実貴子議員の質問を許します。山内議員。

○5番（山内実貴子） 改めまして、おはようございます。

山内実貴子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。3件ございます。

1 つ目は乳幼児健診の充実についてでございます。

出産後、赤ちゃんのこと、お母さん自身のことなど、不安や子育ての悩みなどを保健師や助産師の方々と連携し幅広く聞いてくださり、相談に乗ってくださっている地域子育て支援センターの皆さんには、いつも感謝しております。

また、コロナ禍でも、できることはないかと取り組んでこられましたこれまでの取組についても折に触れ、お聞きしてまいりました。

新型コロナの感染者が急速に減少し、緊急事態宣言も解除され、感染予防に配慮しつつも、はぐくむセンターには親子が遊びに来られている姿が毎日見られるようになっております。

ただ、どんどん来てくださいとはなかなかならない中、ふだん来られていない赤ちゃんとお母さんが来られる機会が、乳幼児健診ではないでしょうか。

乳幼児健診は赤ちゃんの成長の目安となるもの、また、その節目で相談等ができるきっかけともなる大切な機会だと思います。そのための確な判断ができる検査手法であったり、使用器具などもなじみのあるものであってほしいと考えます。宇治田原町で行われているそれぞれ節目の健診について、手法や使用器具などは今の時代に即したものに更新されてきているのでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 皆様おはようございます。

それではご答弁申し上げます。

乳幼児健康診査は、子どもたちの健やかな発達のために各月齢ごとに赤ちゃんの心身の健康状態を確認し、病気などを早期発見する大切な健診と認識をしております。

そのため健診に関わるスタッフは、綿密な打合せとお子さんや保護者への負担がないよう、声かけやコロナ禍による密を避けた時間差でのご案内で待ち時間を短縮するなど配慮を行い、対応させていただいております。

健診の内容につきましては、生後3から5カ月の乳児健診、生後8から10カ月の乳児後期健康相談、1歳6から9カ月の幼児健診、2歳4から8カ月の2歳児歯科健診、3歳5から8カ月の3歳児健診の5つの区分で、現在新版K式発達検査を行っております。この新版K式発達検査は令和2年に改定され、本町においても京都府が市町村向けに出されている基準に基づき行っております。

また、その検査器具を使用し保健師等専門職員が対人的なやりとりや身体の動き等を見て、総合的に発達を確認しております。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 本町では令和2年に改定された新版K式発達検査を用いて、京都府が市町村向けに出している基準に基づき健診を行い、総合的に発達を確認しているとのこと、コロナ禍であっても細やかな配慮も感じられます。発達状況は低年齢であるほど判断が難しいといわれておりますので、今後もより寄り添った対応をお願いしたいと思います。

次に、3歳児健診の視覚検査についてお伺いいたします。

子どもの視力の発達は6歳までといわれており、それまでに異常を発見することで適切な治療につなげられるとされております。視力検査については私も自身の子どもの視力検査のための練習を、ランドルト環を使って事前に行った覚えがございます。今も保護者がランドルト環を使って、家庭で簡単な検査を行い健診時に申告する方法で行っていることが多いとお聞きしております。

本町では3歳児健診での視覚検査はどのような手法で行われているのでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 本町における3歳児の視覚検査につきましては、議員ご指摘のように保護者がランドルト環を使用し、家庭で簡単な検査を行っていただき、健診時に申告いただく方法を取っております。

それに加え、昨年度購入いたしましたスポットビジョンスクリーナーを使用し、屈折検査を行っております。まだ府内でも取り入れている自治体は少ない状況ですが、この機器は両眼を同時に屈折値と眼位が数秒で同時に測定可能となっております。

また、操作が簡便で、子どもさんから離れていても測定が可能のため、職員も使用しやすく子どもさんたちにも負担の少ない検査となっております。

ランドルト環での視力検査と最新機器を使用した屈折検査で視覚に係る異常の早期発見に取り組んでいるところでございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） ランドルト環を用いての家庭での検査では異常を見逃す可能性もあるでしょう。

フォトスクリーナー、本町ではスポットビジョンスクリーナーを用いているようですが、この検査は時間もかからず子どもたちにも負担やストレスが少ないことで大変有効だと思っております。

また、検査時に視能訓練士が加わることで、早期治療また訓練について、アドバイス

等が即行えるなどのメリットがあります。3歳児健診また視覚検査についてのスタッフの充実についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 先ほど申しあげましたフォトスクリーナーは職員でも操作可能な機器で健診では取り入れやすいものであると考えます。

一般の乳幼児健診では異常の早期発見を目的としており、異常がある場合にはそれぞれの専門医への受診勧奨を行うこととなります。

スタッフの中にご指摘の視能訓練士と呼ばれる専門家がいることで対応の範囲が広がることは存じますが、各種健診において、医師、看護師、保健師や発達相談員等、スタッフ全員で次の段階も視野に入れ丁寧な対応に努めているところがございますので、引き続き現体制での健診が充実したものになるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 分かりました。今後も丁寧な対応に努めていただき、心配なところがあれば保護者にもしっかりとお伝えして、理解を得ながら次の段階へつなげていただきたいと思います。

次に、発達障がい早期発見と対応についてお伺いいたします。

子どもの発達障がいは早期発見、治療により適切な医療や特性に応じた教育、トレーニングなどの療育を受けることが望ましいとされております。そのため、3歳児健診は重要で、その充実が求められてきます。

そして、早期に支援に結びつくことで、子どもが可能性を大きく伸ばしながら成長できるとともに、保護者の不安や負担も軽減されるものです。

ただ、診断を受けるための専門医療機関では受診を希望しても予約が数カ月先まで埋まっていることが珍しくないとの課題があり、初診まで平均3カ月以上かかる医療機関は全体の半数以上、最長10カ月のケースもあったと言われております。

宇治田原町でもかつてお聞きした際、そのような課題もお聞きし、また、本町の療育教室の拡充も行っていただいていたという経過がございました。京都府でもその課題は常に議論され、受診を希望される待機期間が少しずつは改善されてきているとお聞きしておりますが、現状についてどのように対応されているのでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 各種健診を通して、子どもさんたちの発達状況を見る中で年齢相応のことができなかったり、発達に偏りがあるなど、課題を抱える子どもさん

に対しては発達相談を行っております。

その中で発達検査を行い、その結果に応じて専門医療機関や本町の療育教室等へつながりなど一人一人の課題に応じた支援を行っています。

京都府の専門機関での受診等は待機があるのは事実でございますが、その間も本町ではお子さんが所属をされている保育所等において、課題に沿った支援を行ったり、子育て支援課において、発達相談員や保健師が、保護者の不安や関わり方の相談に応じるなどの対応を行っております。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 近年、発達障がいに対する社会的認知度は高まっており、子どもの受診を望む保護者は増えているとお聞きしております。診断を受けると決めてから受診までの期間、保護者としては不安な気持ちとどう接していいのかという思いの中、長期の待機はつらいものです。本町では療育教室へつながりなど、相談に応じる対応もされているとのこと、この療育教室など待機期間の支援体制についてお聞かせください。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○子育て支援課長（岩井直子） 本町の療育教室は、集団生活への適応が困難な子どもさんたちが小集団の中で、いろいろな遊びに挑戦をしたり、ほかの子どもさんや大人と関わりながら、体や心の発達を伸ばしていく教室で、年齢によって前期、後期の2クラスに分けて開催をしております。

また、保護者の方も、じっくり子どもさんと向き合い、子どもの行動分析や関わり方などを学び、日々の生活に活かされています。

ほかにもペアレント・ティーチャーズトレーニング事業や、子どもたちのソーシャルスキルトレーニング事業などに取り組み、お子さんの所属機関など関係機関、職員が連携し、受診までの待機期間であっても孤立することなく、親子の支援に努めているところです。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 発達状況に応じた対応も、府のみならず、本町での取組として療育教室を充実した形で行っていただいているとのこと、今後もさらに支援が必要な子どもたちが増えることへの対応として、多様な取組も必要になってくると思います。

そのためには携わってくださる方々やスタッフの学びの機会やスキルアップへの取組の充実もお考えいただきたいと思います。

次に、就学後の発達支援の継続についてお伺いいたします。

今、GIGAスクール構想による1人1台のタブレットの活用で、授業の理解度も随分進むという事例をお聞きします。

例えば、電子教科書・デージー教科書の導入によるもので、デージー教科書は通常の教科書と同じ内容がデジタル化されたもので、タブレット端末にダウンロードして使います。文章の音声を流しながらその箇所を色で強調したり、個人に合わせて文字の大きさや音声の流れる速さを調節したりできるものでございます。発達障がいなどにより、普通の教科書では文章や図形を読解にするのが困難な子どもの学習を助けます。日本語がまだ不慣れで、来日して間もない外国の子どもたちへも活用のできるデージー教科書の導入をぜひご検討いただきたいと考えますがいかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 馬場学校教育課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 議員ご指摘のデージー教科書は、通常の教科書では一般的に使用されている文字や図形などの認識が困難な児童・生徒に向けた音声学習教材で、教科書バリアフリー法に基づき教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し、ボランティア団体等が製作しています。

文部科学省では、音声教材として調査研究に取り組んでいる中、その普及も図っています。

本町といたしましては、先進導入事例を参考に、今後、デジタル教科書導入の検討を行う際に、併せてデージー教科書の検討も行いたいと考えていますが、導入までの間、特別な支援が必要となっている児童・生徒に対しましては、加配教員により対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 先日、本町の両小学校の参観の機会があり、幾つかのクラスではタブレットを使用した授業も見学してまいりました。教師のタブレットのデジタル教科書を電子黒板や子どもたちのタブレットに共有する形で、読み上げなどが行われておりました。デジタル教科書もユニバーサルデザインが導入されつつあるようでございますので、デージー教科書の導入も含め、より効果的な支援となりますようお願いしたいと思います。

次に、2件目、公共施設の整備と利活用についてお伺いいたします。

1つ目は役場庁舎の活用について。

多目的室の活用、周知についてお聞きいたします。

先日、子育て支援センターのイベントでは、庁舎の多目的室を利用して、センターに

来ておられる保護者等の展示が行われておりました。プロ並みの力作ばかりで、またカラフルで庁舎の一角が華やいだ雰囲気でした。庁舎がこの地に来て1年が過ぎ、コロナ禍でも感染予防をしながら、多目的室を利用したこのような催しを今後も開催してはどうかと思います。

これまでワクチン接種の際の利用や健診の待合室としての活用、選挙での期日前投票所としての利用は行われてきておりましたが、住民の方にも親しみを持って参加していただき、また、活用していただける体制と周知がさらに必要と考えますがいかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） 役場新庁舎の多目的室については、文化活動や会議等に、住民の皆様が参加・交流いただけるスペースとして設けているものでございます。

しかしながら、昨年7月に新庁舎が開庁して以降、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていた時期と重なり、文化センターなどの各公共施設を閉館していたことや、多目的室を新型コロナワクチン接種会場の一部として使用してきたことなどもあり、これまでは積極的な利用PRは控えてきたという経過がございます。

このような中、先日、子育て支援センターが行ったイベントにつきましては、議員ご発言のとおり、住民の皆様が役場に親しみを持っていただくよい機会となるとともに、多目的室の利活用を図るための今後の参考になるものと考えておるところでございます。

今後とも、役場庁舎のコンセプトとしております「住民参加・住民交流を促進する開かれた庁舎」の実現に向け、住民の皆様が多目的室をご利用いただけるように広く周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 施設利用を考えていただけるような周知とともに、住民の皆さんが、得意なことや様々な分野での受賞をお知らせする機会にもなるよう、壁面を利用した定期的な展示などはできないのでしょうか。

また、イベントで行われていたもののコロナ禍で行われなくなっております臨時町長室の開設、これは町長を自らが住民の中への思いで、ぜひ行っていただきたいと思っております。

次に、西ノ山展望広場についてお伺いたします。

西ノ山展望広場は宇治田原町の西の玄関口にあり、道路に面しているものの駐車場や展望スペースが平坦で、周りに障害物がないため天体の観察にはとてもよいスポットだ

と思います。

今年は月食などの天体ショーもあり、その折、西ノ山展望広場に足を運んでみると、同じような思いで来られている人の姿がございました。夜空を眺めるため訪れた方々の車で駐車場もいっぱいになることもあり、知る人ぞ知るスポットとなっております。

昼間は目の前に広がる茶畑の緑に癒され、夜は空いっぱいに広がる星空を見るスポットとして仕掛けをしてみるのもいいと思います。

昼と夜、それぞれ写真スポットとするなど、夢のある設定も考えられるのではないのでしょうか。今後の整備、展開についてお聞かせください。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それではご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、密閉・密集・密接の3密を避ける行動が国民一人一人に求められ、その結果、感染リスクを避け、屋外でのウォーキングやキャンプ等を楽しむなど、遠方に出かけるより近郊の観光拠点を訪れる観光行動もコロナ前と比べ、変容してきております。

西ノ山展望広場においてもコロナ禍の中で小さいお子様連れのご家族や若い世代のご利用が徐々に増えてきているとともに、公立小学校の校外学習や議員ご指摘のように眺望のよさから天体観測などにもご利用いただくなど、利用年齢や目的の幅も広がりを見せてきております。

現在、京都府において、東海自然歩道の整備の一つとして公衆トイレの整備を進めているところであり、完成後はさらにご利用いただきやすい施設になるものと考えております。

施設内容の充実に伴い、町内外より多くの方々のご利用も見込まれることから、天体観測などの青少年向けの自然学習講座や、大規模茶園にも面した立地を活かし、日本緑茶発祥の地をPRするイベント等を、今後検討してまいりたいと考えております。

コロナ変異株の報道等、我々を取り巻く環境は依然として厳しいものではありますが、議員よりご提案いただいております夢が見られる、また、語れることのできる観光施設として、関係機関とも情報交換を進めていく中で、多くの皆様の憩いの広場となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） ハートのまちとして、住民のハート、心のこもった手作り感のあ

る取組になりますようご期待をいたします。

次に、3件目、デジタル社会への支援についてお伺いいたします。高齢者への支援についてでございます。

行政のデジタル化を推し進めるデジタル庁の創設で、社会はデジタル化へとさらに加速していこうとしております。マイナンバーカードを活用しての健康保険証や運転免許証など、個人の識別、また、災害時の罹災証明書の発行申請や、子育て関連では児童手当等の受給資格の認定申請、保育施設等の利用申込み、妊娠の届出など、幅広い行政手続をパソコンやスマートフォンから申請できるようになるとしています。

また、オンライン診察もこのコロナ禍で実現してまいりました。しかしながら、住民サービス向上、行政の効率化といっても、住民の皆さんが共にその方向に進んでいかねなければサービスの向上も効率化も進んでいきません。本町でも高齢化が進んでいると言わざるを得ない現状で、やはり高齢の方々の協力が不可欠となります。

誰一人取り残さない、その思いの下、各課の窓口ではパソコンやスマホを利用したサービスのためのサポートを行っていただいております様子も見せていただいておりますが、特に、高齢者に向けたサポート体制については様々な機会を通して行っていくべきだと考えます。

町全体としてのパソコンやスマホの講習会はこれまでも行われた経過があり、今後もニーズが増していくと思われませんが、高齢者に向けた講習会も小単位で行っていただきたいと思えます。

少しずつ開催が可能となってきた事業、元気はつらつ！若返り塾や、高齢者が参加される事業には努めて、初めの数分でもスマホの操作や、今はまずはマイナンバーカードについての情報などお伝えしていく機会としていただきたいと思います。

マイナンバーカードを作ったものの、マイナポイント獲得に手続が要ることを知らない方も多くおられるとお聞きします。デジタル社会へ、高齢者もやってみればできたと思えるように、プチサポート的な事業が必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 黒川健康福祉担当理事。

○健康福祉担当理事（黒川 剛） 本町の12月1日現在における65歳以上の高齢者は2,811人、高齢化率は31.33%と、10人に3人以上が高齢者となっております。

高齢者の皆様に必要な情報を適宜お知らせし、関心を持っていただくとともに、必要な対策を取っていただくこと、また、手続を行っていただくことは、高齢者の健康保持、

犯罪から守るといった観点や、議員のご質問にもありますように誰一人取り残さないといった視点からも重要なことでございます。

これまでの町の取組をご説明申し上げますと、高齢者が集まる各種事業を活用したものがございます。新型コロナワクチン接種会場や敬老祝寿会における交通安全啓発グッズの配布、元気はつらつ！若返り塾におきましては、振込詐欺の事例紹介や元気アップ教室、子育て支援課事業の健幸講座の参加呼びかけを行っております。

認知症カフェにおきましては、健康対策課保健師によるフレイル予防のミニ講座等を行っております。

また、地区の老人クラブの総会開催の折には、お声かけをいただきましたら、出前講座として高齢者福祉の事業の紹介、介護保険制度についての説明を行ったりしております。こうした取組を通じまして参加者の確保と意識啓発を行うとともに、高齢者の皆様の反応を見て事業の方向性を検討することに役立てているところでございます。

新型コロナワクチン接種予約や各種健診の予約を町ホームページやスマートフォンアプリにより、手軽に取っていただく仕組みも設けており、マイナンバーカードやマイナポイントの活用なども含め、必要に応じて窓口での支援も行っているところでございますが、今後デジタル化が加速していく中で、関係各課とも連携し、高齢者への支援を図ってまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） ご答弁のとおり、役場挙げての取組としてデジタル化社会に向け、各課の連携のもと、その支援にご尽力いただきたいと思っております。

デジタル化社会といっても信頼と安心の上に成り立っていくものです。高齢者の皆さん、住民の皆さんへのサービス向上とさらなる利便性への取組としてデジタル化は避けられないものであるならば、さらに丁寧な説明とサポートに取り組んでいただきたいと思っております。

今後デジタル化社会へ加速されていく中でも、コロナ禍も乗り越えながら、人と人との絆を大切にとの思いを忘れず、取り組んでいかなければならないと思っております。

町長の思いをお聞かせください。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは山内議員のご質問にお答えを申し上げます。

デジタル化の進展により、スマートフォンやパソコンを活用した各種事業を展開し、利便性の向上に取り組んでおるところでございます。こうしたデジタル機器を使える

方々にとってはその利便性を享受できるわけでございますけども、苦手意識をお持ちの高齢者や、また、一般の方にとっては戸惑いを感じておられるのが現状でございます。私は常日頃より、まちづくりの取組において地域の人たち同士の絆、また、それを支える役場職員の絆、そして、地域の人たちと役場職員との絆、この3つの絆をしっかりと結び合うことの重要性を申し上げてまいりました。

デジタル化の進展により、誰一人取り残されることがないように、職員、役場が地域の人たちとの絆を大切にしっかりとお手伝いできるよう行政運営に、鋭意努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 山内議員。

○5番（山内実貴子） 誰一人取り残さない、この思いでデジタル化社会へ向け、住民の皆さんには様々な機会を捉えて、サービスへの利便性をしっかりとお伝えするとともに、詐欺など犯罪に巻き込まれないよう、注意すべきことも発信していただきたいと思えます。

今後も、安心して、サービスが利用できる体制で、まちづくり、また、行政運営に取り組んでいただけますようさらに求め、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて山内実貴子議員の一般質問を終わります。

次に、今西利行議員の一般質問を許します。今西議員。

○11番（今西利行） 皆さんおはようございます。今西利行です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、くつわ池について3点伺います。

まず1点目ですがくつわ池の文化財としての町の認識についてお聞きいたします。

くつわ池は「郷土の文化財」の冊子によると平安時代に国家事業として造営され、宇治田原町の稲作文化における最古の池であり、近隣の村の祭りとして、神輿がこの地に集まり、古代人が五穀豊穰を祈願したと記されています。

くつわ池は宇治田原町の文化財百選にも選定され、その周辺も含め宇治田原町にとって貴重な文化遺産であります。このくつわ池の文化財としての位置づけについての町の認識をお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 野田教育次長。

○教育次長（野田泰生） 本町に数多く点在する文化財は、豊かな自然と歴史的風土の中

で生まれ、先人たちが現在まで脈々と守り続けてきた貴重な文化財でございます。くつわ池につきましては、歴史ある文化遺産と認識しておりますが、現在指定登録といった文化財としての位置づけには至っておりません。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） くつわ池については、歴史ある文化遺産として重要であるという認識を示されました。しかし、指定登録文化財ではないことから、まるで文化財ではないというような答弁でありましたが、先ほど申し上げた文化財百選には、その他の文化財として選定されております。くつわ池は町の貴重な文化財であることは明らかであります。

そこで、さらにお聞きいたします。

町の文化財保護条例によると、町の責務として、第3条には町は文化財が町の歴史、文化、または自然を理解するために欠くことのできないものであり、かつ現代及び将来にわたり、住民及び地域の文化の向上、発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるために必要な施策を講じなければならないと書かれております。

くつわ池が埋め立てられるという話が持ち上がり、一旦は予算化されましたが、教育長はくつわ池の埋立てに対して、どのような対応をされたのかお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） くつわ池につきましては先ほども述べられたとおり、歴史ある文化遺産であると認識はしております。

この件につきましては、地元郷之口生産森林組合からの要望に基づき、町と協議された上、決定されたものでございまして、今年3月の予算特別委員会でも、町の考えが示されたとおりでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 結果的には埋め立てないということになりましたので、引き続き保存・活用に努めていただきたいというふうに思います。

このくつわ池については、町の教育委員会が編さんされた「文化財百選」や「郷土の文化財」にも挙げられておりますし、宇治田原町の町史にも度々掲載がございます。初めにも述べましたように、宇治田原町に最も早く人々が住み着いた形跡があり、平安初期、水田開発に伴って、当時の天皇に百姓らがこの地に、池を造ることを願い出、許さ

れたと記録されております。また江戸末期には、奥田治作翁がくつわ池から水路を引き、水田開発したことは有名なことであります。このようなことを鑑みれば、くつわ池はその他の史跡、歴史的に非常に価値のあるものに該当し、立派な文化財であると思います。

宇治田原町にとっては貴重な文化遺産、文化財であるくつわ池を今後は登録文化財としてきちんと指定し、今後も町の責務としてしっかりと保存していただくことを強く求めておきます。

次に、宇治田原町の観光によるまちづくりとしての末山・くつわ池自然公園の位置づけについてお聞きいたします。

末山・くつわ池自然公園は、宇治田原町にとって、町内外から多くの方が利用する一大観光資源であります。そして、池は公園の中の象徴的な存在です。残念ながら、平成24年の集中豪雨により、上池が決壊いたしました。唯一残っている下池を含めた豊かな自然を守りながら、その魅力を発信し、次代へと引き継いでいくことが観光によるまちづくりにとって重要ではないかと考えますが、町の見解をお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 末山及びくつわ池自然公園の管理運営につきましては、池は郷之口生産森林組合が管理し、池以外は町が管理する中で、共に歩んできており協働で行うものと認識しています。

池の管理は今後も引き続き、同組合が行うこととなりますが、公園については来年度から指定管理者が民間事業者になることから、これまで以上に観光の視点も含めた運営管理がなされるものと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 初めの質問でも述べましたが、くつわ池の歴史的景観や豊かな自然をしっかりと守り、次代で引き継ぐことが観光によるまちづくりにとって重要であると思います。

今後は、公園の指定管理は民間事業者、池については引き続き地元郷之口生産森林組合が管理することになりますが、観光の視点のみならず、自然保護の視点も十分配慮する中で、適切な管理運営を求めておきます。

最後に、くつわ池の安全対策についてお聞きいたします。

今年度の当初予算では、末山・くつわ池自然公園において、利用者へのサービス向上と安心・安全で快適な自然との触れ合い空間を創出できるよう、必要な施設整備、施設の維持管理を実施し、同公園の利用促進を図るべく、池の安全対策として、フェンス等

の予算が組まれました。

しかし、本年3月定例会予算特別委員会における個別審査の中で、安全対策として池を埋め立てることが明らかとなりました。そこで、私は、総括質疑において安全対策は重要であるが、くつわ池を埋め立てることは、町が主要な観光資源として位置づけている末山・くつわ池自然公園のイメージを著しく低下させることになるのではないかと質問いたしました。

これに対して町長は公園のイメージを著しく損なうことのないように配慮しつつ、地元郷之口生産森林組合と協議をしながら、安全対策等を優先に進めていくと答弁されました。郷之口生産森林組合とはどのように協議され、その結果、安全対策についてはどのようにしていこうと話されたのですか。お聞きいたします。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 9月の総務建設常任委員会においてご報告したとおり、7月末に郷之口生産森林組合から、池を指定管理物件とする要請を断念したいとの申出とともに、このような結果になったことについてお詫びがあったところでございます。

このため、池の管理は引き続き同組合が行うこととなるため、安全対策についてもフェンス設置などの工事を町の助言を得て同組合が実施することとなります。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 町の指定管理物件に入れなかったことになり、結果として埋め立てないことになったことについては、先ほどの答弁にもあったとおり、くつわ池の文化的価値や観光資源としての重要性から考えて歓迎したいと思っております。

しかし、安全対策については、町としてはどのように考えられるのか。本年3月定例会の予算特別委員会総括質疑について、私が前日にくつわ池についての通告書を提出した際、町長、副町長は、私に対し、くつわ池の安全対策についてどう考えているのかと強く迫られました。

さらに、町長は8年前の上池の決壊による甚大な被害を考えると、くつわ池の埋立ては必要ではないかと力説をされました。

また、星野政策監は、自らつくった資料を私に示し、大雨が降って池が越水すれば、郷之口生産森林組合が安全対策として打ち込まれた矢板そのものが崩れ、大変危険だと説明されました。

くつわ池の危険性についての認識に変わりはありませんか。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） くつわ池の危険性について、認識は変わりありません。

くつわ池については、同組合からの要請を受け、町が池を管理する前提として同組合に対し、洪水の危険性を十分に説明の上、景観に配慮しつつ池の一部を埋め立て、堤防補強するなど、仮に堤防を越水しても堤防の決壊につながらず被害を極力軽減することを提案したところです。

残念ながら、同組合からは先ほどの答弁のとおり、この要請を断念するとの申出がありましたので、今後も同組合が責任を持って管理されることとなりますが、町としてもソフト対策等の助言を行い、同組合を側面的に支援してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） くつわ池の危険性についての認識が変わりはないとの答弁ですが、町長は一旦決壊が起きれば、人命の被害も想定されるとの強い懸念を示されていました。

あれほど強く危険性を認識しておられて、今も変わらないのであれば、今後などと悠長なことを言ってる場合ではないのではありませんか。

ソフト対策等の助言にとどまらず、人命を守る立場で積極的に、早急に協議、助言する必要があるのではないのでしょうか。町長の認識をお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 先ほどの答弁のとおり、町への要請を断念するとの申出があった以上、安全対策についてもこれまで同様に同組合が責任を持って池を管理されることとなりますので、町としてはソフト対策等の助言など、側面的な支援をすることとします。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 早急に協議、助言し、しっかり対応していただくよう強く求めておきます。

それでは、次に、重大事件のその後の取組について2点お聞きいたします。

まず、1点目ですが住民の信頼回復についてお聞きいたします。

昨年12月に、本町幹部職員が官製談合、加重収賄容疑で逮捕、起訴され、その後有罪判決を受けるという町政始まって以来の不祥事が起きました。

町長はそのさきの町長選挙において、一番の公約として住民の信頼回復を挙げられました。そして、議会答弁でも、町長を先頭に役場組織が一丸となり、信頼回復に努めると答弁されました。

そこでお聞きいたします。

事件から1年がたちましたが、住民の中には、役場の雰囲気は以前と変わっていないとの見方もある中で、住民の信頼回復がどの程度図られたと認識されておりますか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 事件から1年が経過し、この間町長を先頭に役場組織が一丸となって信頼回復に努めるべく、組織として不正行為を起こさない、許さない、見逃さないと、強い意識を持つとともに、改めて全体の奉仕者として、職務に専念し、自らの行動を律し、倫理観を持って業務に当たるため、その行動指針として入札制度の見直し、職員の法令遵守と職員倫理の向上、組織体制の見直しを3つの柱とする入札不正再発防止策を取りまとめ、各種改革を進めておるところでございます。

役場の雰囲気や住民の信頼回復の程度については、行政側から申し上げることは難しいと考えておりますが、失われた住民の皆様からの信頼を取り戻すために、これらの各種改革を進めており、今後も引き続き、不断の努力を重ねてまいる所存でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 町長は本年1月臨時議会において、町長選挙の出馬表明に当たり、次のように述べられております。

深く傷ついた町政への信頼を一日も早く取り戻し、未来に希望と責任が持てる「ふるさと宇治田原」を次代につなぐ道筋を確かにすることが私に課せられた最大にして最重要な責任である。

町長就任から、約10カ月、町政への信頼を取り戻せたと考えておられるのか、町長自らの言葉でお答えください。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 町政への信頼回復につきましては、今年1月の町長選挙の出馬表明に当たりまして、先ほども申されましたけども、深く傷ついた町政への信頼を取り戻し、未来に希望と責任を持てる「ふるさと宇治田原」を次代につないでいくと公約を掲げ、これまでに町政を担う最高責任者として、失われた住民の皆様からの信頼を取り戻すため、各種改革の実行に邁進してきたところでございます。

信頼は毎日毎日の積み重ね、失うのは一瞬でございます。一旦失った信頼を回復するには時間と努力が必要であります。信頼とは、「信じて頼りにすること、また、その気持ち」を言います。全体の奉仕者であることを肝に銘じ、住民の皆様への信頼回復に向け、信じて頼りにしていただけるよう、職員一人一人が親切丁寧に真心を持って職務に専念し、今後も様々な取組を通じた不断の努力を積み重ねてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 議員は住民の代表としてこの場にいます。その住民代表の議員の質問に対し、事前に圧力がかけられるなどということがあってよいものでしょうか。

くつわ池の質問の際にも述べましたが、本年3月定例会の予算特別委員会総括質疑について、前日に質問通告書を提出した際、町長、副町長は私に対し、くつわ池の安全対策についてどう考えているのかと強く迫られました。私には質問させない圧力に感じました。

議会は議論の場であり、町は議案を提案する際、よろしく審議をお願いしますと言います。議員が審議しようと提出した質問通告に対し、事前に圧力をかける、そのようなことがあってよいはずがありません。

確かに、3月の時点では、重大事件に対する取組は、協議検討中であったとは思いますが、町長は、今私が申し上げたことについて、現在どう考えられているのでしょうか。

住民の信頼回復を考えた場合、とても、大切な観点だと私は思います。きちんと総括をし、今後の教訓にしていきたい。町長の考えをお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） ただいまのご質問についてでございますけども、私といたしましては、先ほどくつわ池の安全対策の2回目のご質問で議員が述べられたように、安心・安全と命を守るための力説を委員会室で申し上げたことがございますが、議員に圧力をかけたことなど一切ないと認識しております。

私自身も、3期12年間、今西議員と同じ立場におりましたので、申し上げるまでもなく、議員は住民の代表であり、頂戴した意見を真摯に受け止めていかなければならないと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、繰り返しになりますけども住民の皆様への信頼回復に向け私を先頭に、職員全てにおいて、不正事案を二度と起こさない、起こさせないという意識改革や組織風土の醸成のため、様々な取組を推進してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 私が今指摘したことは、町長もご存じのとおり、本会議や委員会の場ではなく、予算特別委員会の現地審査の後、町長以下、多くの幹部職員、議員もいる中で、副町長と2人で私に対し、くつわ池の安全対策についてどう考えているのかと

詰め寄られたことです。

圧力など一切加えていないとのことですが、圧力というのはパワハラやいじめと同じように、その当事者がどう感じるかです。少なくとも私は圧力以外のなにものでもない、そう感じました。

住民の信頼を回復するためには、一つ一つの積み重ねが大事だと思います。過ちを認め真摯に反省し、教訓にして、二度と繰り返さない。小さなことでもそうして真剣に取り組む姿を住民に見ていただくことで、おのずと信頼回復につながるのではないのでしょうか。認めもせず反省もしないというのであれば、到底住民の信頼回復など望めません。

いま一度しっかりと振り返っていただき、今後二度とこのようなことがないよう強く求めておきます。

次に、役場の組織改革についてお聞きします。私は本年9月議会の一般質問において、こうした事件を二度と起こさせないためには、職員全体の意識改革、不正に断固として立ち向かう組織風土、風通しのよい職場の形成が不可欠ではないかとただしましたが、町長は組織の対応に課題があったことを認め、不正事案を二度と起こさせない制度づくり、意識づくり、組織づくりが重要だとされました。

そして、この間、町として、入札不正再発防止策をまとめられ、入札制度の見直し、職員の法令遵守と職員倫理の向上、組織体制の見直しという3つの柱で様々な改善策を打ち出されました。その多くは本年10月から実施となっていますが、幾つかの項目で6月から試行的に実施されたものもあります。

職員の意識改革、不正に断固として立ち向かう組織風土、風通しのよい職場の形成について、どのように努力され、現時点でどのような成果があったと認識されておりますか。

○議長（谷口 整） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 先ほど申し上げました入札不正再発防止策の具体的な内容でございますけれども、まず入札制度の見直しにつきましては公正・公平で透明性の高い入札制度の確保に向けた制度の見直しを行ったところでございます。

職員の法令遵守と職員倫理の向上につきましては、既に6月から発注担当職員を対象として研修会を行いますとともに、今月末からは公正取引委員会から外部講師をお招きして、全職員を対象とした研修を行うこととしているところでございます。

また、公表前の発注事務に係る秘密の漏えいを防止し、住民の皆様の疑惑や不信感を招くことがないように、業者との接触の在り方を発注担当職員等に徹底させるための行動

指針を策定したところです。この行動指針では入札コンプライアンスに関する相談員を各所属に新たに設置することとしており、さらなる職員のコンプライアンスの徹底を図っております。

最後に、組織体制の見直しにつきましては、入札制度の見直しや、入札監視の体制強化を図るため、第三者から成る入札監視等委員会と庁内には入札等委員会を設置し、内外の視点から適切な入札が執行できる体制づくりを行ったところでございます。

詳細につきましては毎月10日に開催予定いただく重大事件等調査特別委員会でご説明申し上げますが、既に第1回目となる入札監視等委員会を去る11月4日に、また、入札等委員会につきましては毎週水曜日に開催しているところです。これらの取組を通じて、職員における意識改革等も進んできているものと感じておりますが、現在各種制度・組織改革等をスタートさせたところであり、今後さらに実効性を伴う確かなものとするためにも、引き続き研修や協議等を進め、職員全てにおける不正事案を二度と起こさせないという意識改革や、組織風土の醸成に努めてまいり所存でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 入札不正、再発防止に対する様々な取組について努力されていることについては敬意を表します。今後とも引き続きよろしく願いいたします。

そこで、さらにお聞きします。

私は9月議会の質問において、どんなよい制度や決まりをつくっても、モラルが働かなければ意味がない。互いに相手をリスペクト、尊敬し合える人間関係の構築、上司に対しても、何でもものが言える雰囲気づくりが重要ではないかと思いました。

そして、町長は答弁において不正に断固として立ち向かう組織風土、風通しのよい職場づくりについて、町長がその先頭に立つと述べられました。そこでお聞きいたします。これらのことを一番肌で感じておられるのは職員の皆さんです。お忙しい職員さんには大変申し訳ないのですが、できるだけ時間をかけずに、簡易に答えられる方法で多少時間の余裕をもって答えられるように工夫するなどする中で、その後の職場について、どう変わったのか、また、変わっていないのかを調査してはいかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 入札不正再発防止策の取組を通じまして、職員の意識はどのように変わったかを把握する調査を行うことは、重大事件が発生して以降、不正に断固として立ち向かう組織風土や風通しのよい職場づくりに向けた取組の成果を測るバロメーターとして重要であると考えておるところでございます。

しかしながら、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、入札不正再発防止に向けた各種制度・組織改革等は、まさにスタートさせたところでございます。今後、これからの取組の進捗状況も踏まえて、しかるべき時期に職員意識に対する調査等を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 重大事件に対する取組がスタートしたところだということは分かりますが、事件が起こって既に1年です。先ほども述べましたように、様々な制度改革に着手されていることはとても大切なことですが、これは9月議会でも述べたことですが、どんなよい制度や決まりをつくっても、モラルが働かなくては意味がありません。検証するためにも、できるだけ速やかにアンケート調査を実施していただくよう求めておきます。

最後に、小中学校施設一体型についての住民合意についてお聞きいたします。

施設一体型についての住民合意については、何度か議会で取り上げていますが、施設一体型計画の白紙を求める署名は、11月22日に226筆が追加提出され、現在2,006筆となりました。この多くの住民の声は、明らかに住民合意が得られていないことを示しております。

これに対して教育長は、これまで協議、熟議し、議会でも審議されていることをもって、住民合意は得られていると答弁されてきましたが、これでは約2,000名の住民の方が納得されていないことに対する回答にはなっておりません。

繰り返しになりますが、私が聞いているのは約2,000筆もの署名は住民合意が得られていないことを示すものではありませんか。

署名を真摯に受け止めるというのであれば、合意は得られているなどとは到底言えないと思いますがいかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 野田教育次長。

○教育次長（野田泰生） これまでご答弁申し上げてきましたとおり、宇治田原町の小中一貫教育につきましては、これまで長年取り組む中で、平成28年度には施設一体型の方向性を打ち出し、住民の皆様にもその方向性や考えを示し、協議、熟議してまいり、また、議会におきましてもこれまで審議されてきており、住民合意につきましてはこれまでの答弁のとおり、得られていると認識しております。

議員ご意見の約2,000筆の署名をもって、住民合意が得られていないというお考

えは、これまで同様の質問が繰り返されており、見解の相違と理解しているところでございます。

なお、先日追加提出され約2,000筆となった署名につきましては真摯に受け止めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 確かに、小中一貫教育については、長年にわたり議論されてきましたが、今答弁のあったように平成28年度に施設一体型を打ち出すまでは、分離型のものでいかにして小中一貫教育に取り組むかを熱心に議論されてきました。

私も、宇治田原小学校の教員として、当初から関わらせていただきましたが、しかし、施設一体型の方向性が決められてからは、住民との熟議どころか、協議も、情報提供も、ほとんどなく、一方的に進めてきたというのが実態ではないでしょうか。

私はこの間、多くの方から、施設一体型計画はもうなくなったのではないかという声をお聞きいたしました。いかに教育委員会の広報が不足しているかの現れではないでしょうか。

「宇治田原町の教育」という広報紙がありますが、令和2年2月以降発行されておられません。クリエイト会議だよりも1回だけの発行ですが、コロナ禍の中、会議が開催されていないので仕方のない面もあるかとは思いますが、教育委員会は定例で毎月開催されております。住民に報告するようなことは何も協議されてこなかったのでしょうか。

住民に対し、情報発信もせず、何が熟議、協議ですか。そんなことでどうして合意が得られているなどと言えるのでしょうか。

○議長（谷口 整） 野田教育次長。

○教育次長（野田泰生） これまで住民合意ということで、幾度も、ご質問をいただいておりますが、先ほどのご答弁のとおり、繰り返しになりますが、見解の相違と考えております。

また、「宇治田原町の教育」につきましてはコロナ禍のため小中一貫教育について協議が進まなかったことから、令和2年2月発行にとどまったところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○11番（今西利行） 見解の相違と言われますが、私は署名の数だけで申し上げているのではなく、署名を集めながら、様々、住民の皆さんの声を聞いてきました。その声を

基に質問をし、合意が得られていないのではないかとっております。

先ほども申し上げているように、広報もしない、説明会も不十分、そんな中で進めてきた計画は住民に理解されているなどという見解を持たれること、どうしても私には納得することはできません。

ところが、先日の全員協議会での小中一貫教育施設の調査研究の中間報告において、町長は膨らむ事業費を理由に、施設一体型について、白紙に戻すのではないが、開校時期も、開校時期を明らかにする時期も不明という、事実上、無期限延期を表明されました。

いつなるか分かりませんが、今後、学校施設をどうしていくかを考える時期が来たときには、これまで検討されたことや、様々な課題を整理し、住民の皆さんに情報提供し、住民懇談会の実施や、住民アンケートを取るなどして、十分住民の意見を吸い上げ、真に住民合意の上で決めるべきであることを強く申し上げて、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて、今西利行議員の一般質問を終わります。

次に、森山高広議員の一般質問を許します。森山議員。

○8番（森山高広） それでは森山高広が一般質問を行います。

大人が勉強することの重要性と自習サポートの導入についてを行います。

子どもの勉強は、結果はさておき本町でもよく語られますし、その重要性は認識されていると思います。それに比べ、大人の勉強については、あまり語られることもなく、本町でもその重要性は十分に認識されていないのではないのでしょうか。

日本の小・中・高校生の勉強時間ですが、田舎は少ない傾向がありますが、それでも諸外国と比較して別に少ないわけでもありません。

しかし、大学生になると、特に文系学生の勉強量がかなり少なくなり、中国やアメリカの学生と比べると圧倒的に勉強時間が少なくなります。そして、社会人になるとさらに勉強しなくなり、総務省実施の平成28年度社会生活基本調査によると、一部の人はたくさん勉強するが、多くの方は全くしないので、社会人の1日の平均勉強時間はたった6分とのことでした。

またエディケーションアットアグリランスによると、25歳以上の社会人が高等教育機関に入学し勉強する割合は、残念ながらOECD諸国の中で日本は最下位の4.6%となっています。ちなみに、スウェーデンが54.2%、ドイツが46.3%、オランダが39.7%、アメリカが30.1%、トルコ27.1%、メキシコが7.1%などに

なっています。

私はいろいろな国に行きましたが、大人になっても勉強する人の割合は日本よりも圧倒的に高く、その結果、優秀な人も多いと感じます。週末や夜間でも通うことができ、選択肢が多いという勉強しやすい環境、転職して勉強を活かしやすい環境、社内においても勉強が評価されやすい環境など、日本とはかなり違うのは確かですが、それでも大きな差です。

大人になってからの勉強は個人レベルで年収、国や自治体レベルでも、産業の発展にかなり影響を与えていると言われてしますので、これは問題だと思います。

さて、宇治田原町の社会人の1日の平均時間のデータは多分ないと思うのですが、せいぜい日本の平均程度なのではないかと思います。

いざ、勉強しようと思っても、京都市、大阪市内などに行く必要がある場合が多く、そもそも日本には選択肢が狭いという問題もあります。また、オンラインコースもありますが、意思が強くないと継続が難しいなどの問題もあります。

日本の衰退に伴い、年収の減少や税金の増額により勉強にお金を使うというモチベーションが湧きにくいという面もあるでしょう。時間がない人や、ただ単に勉強が嫌いな人もいるでしょう。それでも大人が勉強することは重要です。

家庭や地域社会の視点でも、大人が勉強しないのに、子どもに勉強しろと言っても説得力に欠けるのではないかと思います。大人が勉強すれば、勉強する子どもも自然に増えるのではないのでしょうか。

重要度や現在の状況や、将来的なことを考えれば、小学生や中学生の勉強よりも優良企業や将来性のある企業の誘致、IT系の会社の企業を含めた地域産業の発展や住民の年収向上などに貢献できる大人の勉強のほうが、はるかに大きな問題で、力を入れるべきだと思いますがどうでしょうか。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 本町では、住民が自ら学び合い、その成果が社会において適切に評価され、学習成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現に向け、グリーンライフカレッジとしていつでも、どこでも、誰もが学ぶことのできる生涯学習を支援しているところです。

ご質問の成人教育につきましては、人生100年時代を見据え、会社で生かせるスキルアップの学び、再就職に当たっての学び直し、また、起業のための学びなど、自己の成長や、より人生を豊かにするため、様々な学びの機会を創出する必要があると認識す

るところでございますが、コロナ禍もあり、これまで十分に組み立てていないのが現状でございます。

近年、人工知能やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進む中、これからの社会に適用するため、仕事で求められる能力を磨き続ける個人学習の学びで、仕事と学びを繰り返すリカレント教育が重要視されてきており、そのような中で、本町の成人教育としましても、今後、学びと活動・活躍ができるよう、関係課とも連携し、まちづくり・ひとづくり・しごとづくりにつながるような学びの場を提供してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 過去の一般質問でも述べましたが、発展している地域の多くはITが発展している地域で、コンピューターサイエンス教育に力を入れている地域でもあります。同時に外国語教育に力を入れている地域が多いです。

例えば、現在、バルト三国はITの産業が発展していますが、それは工業団地と教育をセットで考えているからでもあります。

さて本町は、小さい自治体なので、大がかりなことは無理ですが、まず、自習者対象に、プログラミングと外国語に絞って自習サポートシステムを導入してみたいはいかがでしょうか。

プログラミングですが、例えばIT大国の一つのロシアでは、プログラミングを学ぶ人がかなり多いです。その7から8割の人が自習で学んでいるということです。それは職場や友達にもプログラミングができる人が多くおり、気軽に聞けるという環境があるので成り立っています。

本町はそういう環境でないで、疑問があればそこで終わってしまう可能性が高いです。なので代わりに、プログラマー数名に、週末や夜に有償で来ていただき、自習者の疑問に対して答えたり、ヒントを与えたりする場を提供するのはどうでしょうか。

そこでは人気の高いC言語とPython言語を自習している人が対象です。また、中学生でも、意欲があればオーケーとかでもよいのではないのでしょうか。

アメリカにいたときにも、プログラミングを小さい頃から始めている人が多かったので、何も問題はないと思います。また、アメリカでも、これに似た感じの自習サポートシステムを利用したことがあります。かなりよかった記憶があります。将来的にうまくいって本町でプログラマーが増えれば、ロシアのように、周りの人に気軽に聞けるようになるのではないかと思います。

また、必要に応じて、J a v a や S w i f t などを追加したり、入れ替えたりするとより、発展性が出てくるのではないのでしょうか。

次に、外国語ですが、重要度が高く、実際に使える機会が多い英語と中国語がよいのではないのでしょうか。そして、これらの言語を自習している人、または習ってる人でも、質問がある人を対象に、英語や中国語に堪能な人に有償で来ていただき、質問に答えていく場を提供するのはどうでしょうか。これに近いものがウクライナでもあります。ロシア語を自習しているときに出てくる質問を、英語、ロシア語、ウクライナ語などで答えてくれます。実際に利用していますがかなりいいと思います。このシステム運用コストはそれほど高くないですし、教えるほうにとっても、レクチャー方式よりも負担がかなり少なくて済みます。必要なら通常のレクチャー方式も後で考えればよいのではないのでしょうか。

○議長（谷口 整） 野田教育次長。

○教育次長（野田泰生） プログラミングと外国語に絞っての自習サポートシステムの導入についてですが、本町では新学習指導要領において、小学生もプログラミング教育が導入されたことから、今年度生涯学習事業として子どもプログラミング教室を民間委託ではありますが、初めて開催したところであります。小さい頃からプログラミングというものを身近に感じられるよう、今後も継続してまいりたいと考えております。

議員ご提案のプログラミングと外国語の自習者に対するサポートにつきましては、専門性が高い内容と捉えており、民間による講座、教室またインターネット上におきましても、その学習の機会は多くあると思いますので、現状におきましては民間サービスを活用した個人学習として取り組んでいただきたいと思いますと考えているところでございます。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 現状のままではプログラミング言語も外国学習も広がると思えず、本当に大丈夫なのか不安になります。

プログラミング言語に関しては、職員、特に本町トップ層の I T や D X に関する知識の弱さもあり、その重要性が理解されていないのではないかと感じます。

最後に本町の教育のリーダーである教育長に質問です。リーダーには先を見据えるビジョンを示すことや新しいことに対する勉強、情報の継続的なアップデートも求められると思います。まず大人のプログラミング言語や外国語の勉強の重要性について、教育長のご意見を聞かせてください。

また、子ども向けのプログラミング教室が始まりましたが、教育長ご自身がプログラ

ミング言語のことや将来性についてより詳しく知るために、また大人の勉強の重要性を住民に示すためにも、P y t h o nなどの入門を勉強されてはいかがでしょうか。

こういったリーダーの姿勢や熱意こそ、力を入れている地域にはあり、本町を含め、日本には足りないものだと思います。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 現代の社会におきましてはI T人材の不足といった背景などからも、自分自身のスキルアップや転職、また、キャリア採用のためのプログラミング、また、外国語学習の重要性は十分に認識をいたしております。

私自身のお話かと思いますが、私が昔、職場に入った頃には、当然パソコンも普及をしていない時代でしたので、理解には乏しいのが現実でございます。しかしながら、リーダーの姿勢を問うという質問でもございます。先日も小学校のプログラミングの授業を子どもたちと一緒に体験もしてきましたが、今後、プログラミング言語の重要性を確認する意味でも、体験などを踏まえ、民間による講座に頼る部分とともに、社会教育としての必要性や運営方法などについて、さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷口 整） 森山議員。

○8番（森山高広） 新しいものに挑戦してみよう、体験してみようというその心が大切だと思います。

さてプログラミングの世界で、今、教えたりして助け合う文化があるとのこと。

私も久しぶりにプログラミング言語を勉強していますが、教育長ぜひお互い頑張ってくださいませ。

これにて質問を終わります。

○議長（谷口 整） これにて、森山高広議員の一般質問を終わります。

次に、宇佐美まり議員の一般質問を許します。宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 改めましておはようございます。

通告に従い、宇佐美まりが一般質問をさせていただきます。

外国人児童生徒への支援についてお尋ねいたします。

人口減少や少子高齢化は全国的に見られ、特に生産現場での人手不足が課題となっています。

本町においても、工業団地をはじめとした町内の多くの事業所では企業努力を行っていただいている中で、外国人の積極的な雇用が進められているものと思います。

これらの活動は今後の見通しを考えた上でもさらに増えていくことが予想されます。

平成30年12月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立し、公布されました。この改正法により新たな在留資格として特定技能という資格が導入されました。ただし、特定技能には1号と2号があります。

1号については家族を同伴してることが認められておりませんが、特定2号においては家族の帯同が許可され、その人が希望しておりその資格に見合えば、更新を繰り返すことができるということです。本町においても、数年後にはこの資格を取る人が数多くおられるのではないかと考えています。それに伴い、町内の小中学校に在籍する外国籍の児童生徒の数もますます増えてくるものと考えています。

国においても、外国人児童生徒等一人一人に応じた日本語指導等の実施を実現するための特別の教育課程制度の導入や、国籍に関わることなく教育を受ける機会を確保することを基本理念に盛り込んだ義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定、外国人児童生徒等教育を担当する教員の安定的な確保を図るための義務標準法等の改正などを行うとともに、平成29年に改定された新学習指導要領では総則において、日本語の習得に困難のある児童生徒への指導が明記されました。

そのことを受け、今後を見据えた上で、外国籍の児童生徒の支援をどのように行う予定があるのか、またどのような対応を考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 外国籍の児童生徒への支援につきましては、ご質問にありましたように、関係法令等の整備によりその対応の基本方針や必要性が示され、本町といたしましては学校で安心して学び生活できることを基本に考え、その対応を図っているところであります。

全国的には、国際化の進展に伴い、日本語指導が必要な公立学校に在籍する外国人児童生徒が多くなり、学校教育の一環として当該児童生徒が教育活動に日本語で参加できるよう平成26年度から、学習指導要領において、特別の教育課程として日本語指導を行うことができるようになりましたが、本町では、現在、日本語指導が必要な児童生徒は中学校で1名おり、特別の教育課程とは位置づけず、個別の対応として学習支援教員による学習補助を行っております。

今後、出入国管理及び難民認定法の改正等により外国籍の児童生徒が増えることも想定されますので、その対応につきましては令和8年度までに計画的に日本語指導教員を定数配置するという文部科学省の取組を基本に考え、定数配置されるまでの間は、その

児童生徒の状況により対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 文部科学省から出されている「外国人児童生徒受け入れの手引き」の第6章では、市町村教育委員会の役割として外国人児童生徒等教育も、環境教育や情報教育などと同じように、学校教育の一環として取り組むべきであるという明確な姿勢が教育方針等に位置づけられ、学校や地域に示していくことが大切だと示されています。

本町においても、これから増え続けるであろう外国人の子どもに対して、どのような支援を展開していくのかをお尋ねしたいと思います。

まず就学相談と適応支援については、外国籍の児童生徒も日本の子どもたちと同じような悩みを抱えるであろうことが考えられます。日本の学校への入学についてはどのようにすればよいのか、勉強についていけない、高校進学について、いじめについて、不登校についてなど様々な問題への対応が必要となります。

さらに、小中学校側から、生徒指導などで子どもや保護者を呼んで話をしたいときや三者面談や懇談会などでも、通訳が必要な場面はあると思います。このように、日本語能力に応じたきめ細やかな支援が必要になると思います。

また、日本の学校に在籍してしばらくたつと、子どもたちの母語の力が伸び悩むことから、家族とのコミュニケーションがうまく取れない状況が見られ、情緒不安定になるなどの心のケアについての問題も起こることが予想されます。

このように起こるべき様々な課題に対して、どのような対応を考えておられますか。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 令和2年に文部科学省から発出されました「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」では、外国人の子どもについても、就学の機会を確保する観点から、首長部局と連携し、学歴簿の編成に当たり、全ての外国人についても一体的に就学状況を管理・把握することとされているところであり、本町におきましても、税住民課と連携を図り、外国人についても就学状況を管理・把握することにより、就学相談体制を構築し、対応しているところでございます。

また、高等学校等への進学においては、中学校において在籍する外国人の子どもやその保護者に対し、早い時期から進路ガイダンスや進路相談等の取組を実施することとしているところでございます。

心のケアをはじめとする適応支援につきましては、公益財団法人京都府国際センター

の通訳枠を活用したスクールカウンセラーによる相談や、三者面談等を行うことにより対応を図っているところですが、今後の外国人児童生徒の状況によりましては、さらなる支援体制の充実が必要と考えるところでございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 小中学校への外国人児童生徒の在籍については、多国籍化も進んできているのが現状です。様々な国の全ての言語に対応していくことは難しいことかもしれないませんが、子どもたちが国籍に関わることなく教育を受ける機会を確保することを基本理念としていることから、できる限り対応していくことが望まれます。

これから多くの課題に対応するための手だてとして、外国人の児童生徒に対する日本語指導はとても重要なことですが、それに合わせて、母語を伸ばしていくことが、外国人児童生徒の将来を考えた上で、とても大切なことだと思いますので要望といたしまして、ぜひ母語教室などの開設などもご検討いただければと思います。

また、外国人児童生徒のライフコースにおいても支援が必要です。

例えば、日本で学び就職された外国の方に来てもらって、どんな勉強をしたのかななどの話を聞かせたり、子どもの高校受験を経験した保護者に来ていただいて話を聞くのも大変参考になると思いますので、併せてご検討いただければ幸いです。

続きまして、防災・安全教育の展開についてお尋ねいたします。

学習指導要領が2017年3月に改訂され、2020年より順次実施されることになりましたが、今回の改訂では新しい時代に対応する指導内容の一環として、防災・安全教育の内容が拡充されています。過去に発生した東日本大震災をはじめとする数多くの自然災害の教訓を踏まえ、有識者会議や中央教育審議会で議論が重ねられ、自然災害とその防災についての知識を授業を通じて子どもたちに学ばせるための様々な事項が盛り込まれました。

中でも災害について、主体的に学び考えるアクティブラーニング的指導や、地域における人々の防災の取組に対する理解を深める指導はとても注目すべき点であり、地域の自然災害やその歴史、その予防の取組について児童生徒が自分の耳で聞き、足を使って調べたことをまとめ、ディスカッションするようなワークショップ形式の防災教育が求められているものだと思います。

本町の小中学校の児童生徒に向けた防災・安全教育はどのように展開されていくのかをお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 新学習指導要領の防災を含む安全に関する教育につきましては、その総則において、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点で育成していくことができるようたわれ、特に、理科・社会の教科では自然災害との関わりを重視する内容となり、各教科、総合的な学習、特別活動、学校行事等様々な機会を利用し、児童生徒の発達段階、また、学校や地域の特色に応じて、防災・安全教育を進めることとなりました。

本町の小中学校におきましては、改訂されました新学習指導要領に基づき、これまで行ってまいりました防災・安全教育を充実させており、目指すべき姿とされる、危険に際しての自らの命を守り抜く力、自ら進んで安心・安全な社会づくりに参加・貢献できる力を身につける観点で、防災・安全教育に取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 本町においては、当時、田原村、宇治田原村だった昭和28年南山城水害では、甚大な被害に見舞われた過去があります。再度起こり得るであろう災害に対しても、これからの時代を担う子どもたちに確実に伝え、自ら学んでいってもらうことはとても大切なことだと思っています。

近隣の井手町においても10月28日の「洛タイ新報」において小学4年生を対象に「南山城水害の跡巡る」と題して、語り部を招いての授業が展開されたとありました。

実際に被災された方のお話を直に聞き、被災者と子ども、また、子ども同士が対話することで、思考を広げていくことが期待でき、とても深い学びにつながると思います。

ただし、南山城水害は68年前の災害であることから、被災者の方々の高齢化を考えると、対応を急がなくてはならないとも思っています。

振り返ってみれば、私自身も小学生だった頃に、授業の一環として南山城水害の石碑に足を運び、先生からお話を聞かせてもらった記憶がございます。それがきっかけとは申しませんが、それ以来、防災に対して高い意識を持って臨むことができましたし、現在は防災士の資格を取るまでに至りました。

これらのことを踏まえた上でも、私自身も何らかの形で本町の子どもたちに防災・安全教育を前向きに進めるために尽力したいと考えています。

令和3年度維孝館中学校の学校経営ビジョンの中にも、地域人材等の活用、参画や学校行事等への参加を促し、家庭、地域との協働できる学校づくりを図るとあります。

総合的な学習の時間、道徳、関連教科を含め、教科横断的にたった指導を通じて、地

域の子どもたちの防災対応能力の育成のために前向きに取り組んではいただけないでしょうか。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 先ほどのご質問でも申しあげました目指すべき姿の実現に必要な育成すべき資質・能力としまして、1つ目が学びに向かう力・人間性の涵養、2つ目が生きて働く知識・技能の習得、3つ目が思考力・判断力・表現力等の育成であり、これらを児童生徒の発達段階に応じて育成していくことが、学校における防災・安全教育の目標となる生きる力を育むことができるものとの認識をいたしております。

ご質問の具体的な取組につきましては、現在、自然災害・防災について、理科、社会科、総合的な学習の時間で知識として学び、学校行事や、校外学習において体験し学んでいるところでございます。また、社会科の副読本として、小学3・4年生で使用している「わたしたちの宇治田原町」で本町を含む南山城地方を襲った南山城水害を児童に伝えております。

引き続き、教科等横断的な防災・安全教育の取組を進めるとともに、今後はあらゆる時間、場面で、防災の視点を取り入れ、また、自ら学ぶ、探求する資質の育成を充実させてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 教科等横断的な視点で取り組んでいただいていることは理解いたしました。

ただ、地域の子どもたちが本町で起こった大災害について、教科書や副読本で行う学習だけではなく、現地に訪れたり、被災された方からじかに話を聞くことにより、紙面だけでは学べない感覚も生まれるのではないのでしょうか。

近年は、毎年のように豪雨災害が日本各地で起こり、本町においても、災害が起こっている現状があります。

先ほども述べたように、地域の自然災害の歴史や、その予防の取組について、児童生徒が自分の耳で聞き、足を使って調べたことをまとめ、ワークショップ形式でディスカッションし、自ら発信していけるような子どもたちを育てることが、これからの防災教育につながっていくものだと思います。

地域人材等の活用・参画や、学校行事への参加を促すという面からも、被災された方を招いた授業の必要性については、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 先ほどの議員のご質問の中にもありましたように、令和3年度の維孝館中学校の学校経営ビジョンでは、その重点として、「ボランティア活動等地域の一人として意識を醸成する取り組みをすすめるとともに、地域人材等の活用・参画や学校行事等への参加も促し、学校・地域との協働できる学校づくりを図る。」と掲げているところでもあります。

防災・安全教育におきましても、地域の皆さんにお力をいただき、そういった手法で、学びを深めることは、大変有意義な指導であると認識をしております。

今後も、学校と認識を共有する中で、防災・安全教育についての取組につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（谷口 整） 宇佐美議員。

○3番（宇佐美まり） 学校と地域の連携を図りながら、子どもたち一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成していくことが今後も求められていくものと思います。

一議員として、一防災士として、一町民として、本町の防災、子どもの防災・安全教育に、きちんと資することを約束いたしまして、私、宇佐美まりの一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（谷口 整） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時04分

再 開 午後1時16分

○議長（谷口 整） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、一般質問を続行いたします。

浅田晃弘議員の一般質問を許します。浅田議員。

○1番（浅田晃弘） ただいま一般質問を許されました浅田晃弘が通告に従い、一般質問を行います。

西谷町長3期目の任期が、今年2月9日から始まり、本日は12月9日ですので、早いもので、11カ月目の初日となりました。

今年1月31日に、投開票があった町長選挙のマニフェストとして、信頼回復、道路ネットワーク、コロナ対策、行財政改革の4つの項目を最重要の取組として挙げられ、これらの公約を果たすため、3期目の初年度となる令和3年度当初予算に公約を反映させ、町政を推進してこられたことと思います。

公約に基づく、主要施策については、令和3年第1回定例会において、第5次まちづくり総合計画の4つのまちづくりの目標に沿って、施政方針として、説明をいただいたところではありますが、今回の一般質問については、「健やかに安心して暮らせるまち」として取り上げられている施策について、その進捗状況等について、質問を行いたいと思います。

まず、「健やかに安心して暮らせるまち」の健やか部分ではありますが、施政方針では、健やかで、いきいきと暮らす健康寿命の延伸は、住民福祉の究極の目標とも言える。健康づくりの指針として、一昨年から2年をかけ、第2期宇治田原町健康増進計画「健やかうじたわら21プラン」の改定作業を行い、計画見直し時に明らかになったライフステージごとの課題解決に向けて、新たに設定する重点目標の実現を目指して、各種の検診や、行動変容を促すウォーキング事業などの実践的な健康事業の着実な実施に努めてまいります、とのことであります。

文教厚生常任委員会においては、四半期ごとに各事業の取組状況等の報告があり、進捗状況などは理解しているところではございますが、全資料を網羅する施政方針の見地から、その取組状況を問いたいと思います。

本町の男性の平均寿命は、平成27年の数値ではございますが、82.27歳、女性は87.01歳となっております。健康寿命については、65歳からどれぐらいの期間、自立して過ごせるかを示す健康寿命の平均は、男性が80.15歳、女性は83.31歳であり、平均寿命との差は、男性は2.12歳、女性が3.7歳となっております。

このような状況下で、健康寿命の延伸を望んでおられる住民の皆様方に、どのような事業があるのかを知っていただき、健康寿命の延伸に取り組んでいただくために、令和3年度事業の取組と進捗状況を教えていただきたいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、浅田議員のご質問にお答えを申し上げます。

健康寿命の延伸は、住民福祉の究極の日標ともいえるものでございます。

健康で生きがいを持って、日々の生活を送っていただけるよう、本年度におきましても種々の事業に取り組んでおるところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、本年5月に第1回目のワクチン接種を開始し、現在、年明けの3回目接種実施に向けて各種準備を行っておるところでございます。併せまして、感染等により自宅待機となる皆さんの支援を行ってまいりたい

と、今議会において、必要な経費を計上させていただいておるところでございます。

健康寿命の延伸につきましては、昨年度改定いたしました健康増進計画に基づき、本年度には、新たに、歩く、筋力アップを狙いとしたうじたわらウォーキング応援事業を実施しております。ノルディックウォーキングを取り入れ、対象者を限定しない事業と、育児中のママに限定した事業などより、多くの方々に参加できるよう実施してきたところでございます。

また、高齢者向け事業といたしましては、元気はつらつ！若返り塾をはじめ、高齢者の筋力アップを目指したトレーニングマシンで筋力アップ事業を実施してきております。

高齢者の皆さんの健康保持向上のため、高齢者福祉担当である福祉課のみでなく、健康対策課、保健師、子育て支援課、管理栄養士が各事業に参画し、フレイル予防や健康面からの意識啓発に取り組んでおるところでございます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が求められる中、関係3課が連携し、引き続き事業展開を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○1番（浅田晃弘） 関係各課が連携し、事業展開を行っていただいていることにうれしく思う中で、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴うワクチン接種事業等により、事務作業が煩雑し、コロナ禍での事業執行は大変なことであったと思います。

また、3回目のワクチン接種も迫ってくる中、住民の皆様方の健康保持、増進のためにさらに頑張っていただきたいと思います。

ウィズコロナ社会を見据えた事業執行のモデルとなるよう、各種事業を推進していただけるようお願いしております。

次に、施政方針には、健やかに安心して暮らせるまちの安心部分について、「土砂災害から住民の生命を守るためには、森林の適正な管理が不可欠であり、引き続き林道の改良事業と、法令の要請に基づく森林経営管理に関する各種基準の取りまとめに着手する」とありました。

本町の7割を超える面積が山林であり、線状降水帯等による想定外の雨量により、荒廃した手入れをしていない山林は、水を貯える力を失い、増加する鹿やイノシシなどがつくる荒れた獣道に水が浸透することで土砂災害を引き起こし、木々も土砂とともに流れ、辺りは崩壊し、未曾有の災害につながるのではないかと、土砂災害特別警戒区域に

住まいする私は、大変危惧しているところであり、森林の適正な管理が必要であると思っています。

人が森林に入り、適正な管理をすることが減災、防災につながる。そのためには、林道改良や整備が不可欠であると思います。また、木材を搬出するにも林道は必要であります。

林業については、木材の供給及び自給率は、もともと日本の住宅には国産材が使われていましたが、住宅需要が増えるにつれて、木材の輸入が自由化され、安価な外国産の木材が手に入ることで、日本の林業は衰退し、自給率は落ち込みました。しかし、今年の春先には世界的なウッドショックにより、外国産の材木が輸入できず、それに伴い価格が上昇し、国内の材木の在庫が半分程度になってしまったと聞いています。

また、建築物における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に資すること等を目的にして、公共建築物等における木材の利用に関する法律が改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されたことにより、林道の整備や森林経営管理が、今後の本町の林業には必要であると考えております。減災、防災、そして、林業、その両面を捉え、その内容と進捗状況を問います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それではお答え申し上げます。

ご質問の森林の適正な管理の1つ目、林道改良につきましては、私自身も内閣府及び林野庁に再三直接要望を行い、令和2年度から令和6年度にかけて、地方創生みち整備推進交付金を活用する中で、林道改良に取り組んでおるところでございます。

今年度については高尾から猿丸神社を結ぶ、林道大峰線の法面改良工事に着手し、順次必要な林道改良を進めることで、安心して林業活動が行える環境を整備していきたいと考えておるところでございます。

次に森林管理の法令に基づく森林経営管理に関する各種基準の取りまとめにつきまして、平成31年4月の森林経営管理法施行に伴い、経営や管理が適正に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、森林環境税等を活用する中で、市町村が委託を受け林業経営を行うシステムの構築に取り組んでいくこととなっております。

そうした中、令和2年度より取り組んでおります森林経営管理事業におきましては、森林所有者への意向調査を実施するため、森林の状況を整理・把握し、意向調査の優先順位を定めるとともに、意向調査後の経営管理実施権の設定に向け森林経営シミュレー

ションを実施し、採算性の検討を行っておるところでございます、今後も町森林組合はもとより、各関係機関とともに積極的に事業を推進してまいり所存でございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○1番（浅田晃弘） 先ほども申しましたが、本町面積の7割を超える山林面積をいかにして、活かしていけるかが今後の課題となってくると思われまますので、森林所有者の意向調査の内容等を議会等においても報告をしていただき、防災・減災につながる建設的な議論を重ね、よりよい形の森林経営、森林管理につなげていけるよう私も一議員として、努力して頑張っております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、最後の質問に移らせていただきます。

住民の皆さんの生命・身体・財産を守るために日夜ご尽力いただいております消防団員の処遇について質問をいたします。

消防団におかれましても、長引くコロナ禍の中、多数の団員さんが集まっての活動がしばらくご苦労なさっていると聞き及んでおりますが、いざ有事となればその持てる機動力やマンパワーにより防災・減災活動にご尽力いただいていることは、本年1月早朝に発生いたしました地元湯屋谷地域における住宅火災での対応にも表れていたと思えます。

早朝の時間帯にもかかわらず、今西団長指揮の下、京田辺市消防署宇治田原分署と連携を取りながら、多くの団員が消火活動等にご尽力いただいている姿は大変頼もしく、頭が下がる思いでした。

生業を持ちながら、一朝有事の際には自分の仕事を置いて職場から直接駆けつけたり、また、早朝や夜間など時間帯を問わない中での1分1秒を争う活動ともなり、非常にご苦労いただく面が多々あるかと思えますが、火災はもとより風水害を含む有事の際の出動やパトロールなど、ここ最近の出動状況はいかがでしょうか、質問いたします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 消防団のここ最近の出動状況につきまして、ご答弁申し上げます。

昨年度においては、湯屋谷地域の住宅火災をはじめ火災出動が3件、野焼きや誤報等に11件、令和2年7月豪雨、台風第14号の際に出動いただき、また、ゴールデンウィーク、年末を中心とする警戒パトロールや交通事故、ドクターヘリ要請の際にも出動いただいております。今年度においては、野焼きや誤報等に4件、5月

の大雨警報、8月13日から連日雨が降り続いた大雨洪水警報の際に出動いただいております、啓発・パトロールとして、ゴールデンウィークには防火啓発パトロールを、年末には夜間の警戒パトロールに取り組みいただく予定でございます。

また、昨年度は新型コロナウイルスの影響で実施できなかった自主防災会主催の防災訓練も今年度は各地域で実施いただいております、これまでと同様に、これら訓練に参加し、消火栓取扱訓練や土のう作成訓練等の支援を行っていただいております、京都府消防操法大会や消防団総合訓練が2年連続で中止となりましたが、この4月には新入団員を対象とする基礎教育講習を、10月には全支部参加の下、林野火災を想定した放水訓練をコロナ対策を十分図った上で実施されたところでございます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○1番（浅田晃弘） 今年度、昨年度はコロナ禍で訓練件数は少ないものの、火災や風水害だけでなく警戒パトロールや地元自主防災会主催の防災訓練への参加など、地域防災力の向上のためご尽力いただいておりますことがよく分かりました。改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、このように大変ご苦勞いただいている消防団員の処遇について、国においては検討会を設けられ、いろいろと議論がなされており、本年8月にはその検討結果が報告されたところでございます。

報告の中では、団員さんの処遇改善として団員階級の報酬について標準額が示されており、本町の団員階級の年額よりも8,500円上回る金額となっております。併せて、出勤手当に代わる出勤報酬の創出も示されており、これら団員の処遇改善に係る本町の現在の検討状況について質問いたします。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 国においては、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人一人の役割が大変重要となっている現状を鑑み、団員の労苦に報いるため報酬等をはじめとする適切な処遇の在り方について検討を行うことを目的に、消防団員の処遇等に関する検討会を昨年12月に設置、そして、この8月には最終報告書が取りまとめられ、その中で議員ご指摘の、団員の年額報酬については現行の本町の団員階級の報酬額よりも高い3万6,500円を、また、これまでの出勤手当を見直し、出勤に応じた報酬制度となる出勤報酬の創設が示されたところでございます。団員報酬につきましては、これまでから綴喜2市2町が歩調を合わせて引上げを行っており、国の検討結果を踏まえ、現在、2市2町で協議を進めているところであり、今回の報酬引上げにつきましても、

綴喜2市2町で歩調を合わせた対応とすることを基本とし、本町消防団にも相談する中で、今後、詳細に詰めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○1番（浅田晃弘） ただいま答弁にありましたように、消防団員一人一人の役割、団員のご労苦に報いるためにも、報酬等をはじめとする適切な処遇の在り方をしっかり検討いただきたいと思います。いい結果が出るように、期待をしております。

これにより、通告していた質問全てを終了いたします。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて浅田晃弘議員の一般質問を終わります。

次に、山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

○4番（山本 精） 通告に従いまして、山本精が一般質問を行います。

質問は2点です。まず、最初は開発問題についてです。

以前から問題にしています岩山小釜地域の開発と思われることについては、当初太陽光発電設備設置のための測量調査等で伐採が行われました。その後、何カ月もかけて、伐採材木の搬出のためということで、残土の搬入が行われ、昨年12月に伐採目的が、資材置場に変更され、伐採が終わり、現在の状態がしばらく続きました。そして、プレハブの建物も取り払われ、これからどうなるのか町民の皆さんが不安に思われています。現在の状況について、町はどのように把握しているのですか。

○議長（谷口 整） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 当該地域については、当初太陽光発電パネル事業を前提とした測量作業のための伐採が行われていましたが、伐採は完了し、現状は雨水等の近隣農地等への影響を低減させるため、防災対策の指導を行い、大型土のうや沈砂池の設置が完了したところです。

これまで太陽光発電パネル事業を含め、開発に係る具体的な計画などは聞いていませんが、今後も引き続き必要に応じて業者指導を行い、条例等関係法令に基づき適正に指導を行ってまいりたいと考えています。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 今後、開発に係る大事な計画が出ていないということですが、このまま放置することのないように、また、開発しないんやったら、また、植林をすとか、原状に戻すか、そういう指導をしっかりと行われるよう求めておきます。

次に、現在、町内で茶の販売を営んでおられるある会社の方が、隠谷の入り口付近で

新社屋、物流センターを伴うそういう建設を進めるために、地元区である岩山区と隠谷自治会と事前の協議に入っておられると聞いています。

こちらの会社は、宇治田原のお茶を広く海外に販売されるとともに、茶文化の発信にも力を注いでおられるとのことで、その経営方針には敬意を表するところです。

しかしながら、建設予定地が隠谷地域への入り口に位置することから、住民の方が、新社屋の建設中や事業開始後において、出入りする車が、地域住民の通行の安全の妨げにならないかと危惧されていると聞いています。

またこの付近は、農業振興地域であると思いますが、この地での建設には何か問題がないのでしょうか。

これらを踏まえ、今後、町として、この業者さんに対し、どのような協議・指導をなされる予定か質問します。

○議長（谷口 整） 谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 当該事業者の新社屋建設については、町快適・安全な環境づくり条例に基づき、協議を行っているところであり、事業者において関係住民の皆様にも事業の説明会を適時実施し、交通安全などのご意見をいただいている状況と聞いております。

なおこの地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域ではありませんが、開発等が原則不可となります農用地区域からは除外されておりますので、建設自体は問題ありません。

現在、町条例をはじめ、こうした各種関係法令等に照らし合わせ協議を行っているところであることから、最終的な指摘事項を取りまとめる段階にはございませんが、町条例にも規定するように、住民の意見を踏まえた計画となるよう、住民の皆さんの声を説明会等で十分に吸い上げていただいて、近隣住民の皆様が危惧する交通の安全についてもしっかり対応していただくよう協議していきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 現在、先ほども言いましたが、地元説明会を行っておられるようですが、その説明会の状況を聞いていると、住民の皆さんの質問に納得がいくような回答がなされていないようです。

このまま住民の納得がいかないままの事業開始を行えば、住民無視になります。町としては、住民と十二分に話し合い、疑問に答えるような適切な協議・指導をするように求めておきます。

次に、2件目、教育問題についてです。

いじめによる自殺がなかなかなくなりません。2020年度の国立・私立・公立の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は約5万1千7,000件、小・中高等学校における暴力行為の発生件数が約6万6,000件、小・中学校の不登校児童・生徒数が約19万6,000人等の結果が明らかになりました。

また、いじめによる自殺と終われる児童・生徒の自殺が415人に上っています。

いじめ防止対策推進法では、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行われるものを含む、であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言うとして定義しています。

この11月24日には、愛知県で中学生による包丁による殺人事件が起きました。最近の報道によりますと、加害者の中学生は、2年生のときのアンケートに同じクラスであった被害者の中学生に「いじめを受けたことがある」と答えており、その時点では重大な事態とは思えなかったことが、今回大きな事件になっています。

本町の小中学校のいじめ調査集計がなされていますが、アンケート結果からどのような分析をしていますか。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 本年1学期にいじめ調査を行った結果に基づきご答弁申し上げます。

まず、小学校では440名中439名の回答を得ており、認知件数、児童がいじめがあると訴えた件数については、18件となっています。いじめの内容で複数回答となっていますが、「冷やかしからかい、嫌なことを言われる」が12件と最も多く、続いて「軽くぶつかられたり、蹴られたりする」が8件、「仲間はずれにされる」が6件などとなっています。いじめがもとで生命に関わるような事態や不登校になるなどの重大事態は0件となっています。

次に、中学校では、生徒数204名全員から回答を得ており、認知件数は18件となっています。いじめの内容ですが、「冷やかしからかい、嫌なことを言われたりする」が11件と最も多く、続いて「嫌なことをされたりする」が4件、「携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる」が3件、「軽くぶつかられたり、蹴られたりする」が2件、「仲間はずれにされる」が1件などとなっているところでございます。

小学校と同じく重大事態の件数はございません。

小学校、中学校ともに言えることですが、冷やかしやからかいなど、軽い気持ちで行った行為が、いじめという思いにつながり、初期の段階で教職員が組織的にしっかりと対応することが重要となっております。また、ここ数年、認知件数は減少傾向になっておりましたが、本年は昨年に比べ小学校、中学校とも増加傾向を示しました。子どもたちのコロナ禍における教育活動の制限など、子どもたちを取り巻く環境の変化を一端として本年増加傾向となったところと推察しているところでございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） いじめについて、本年は増加傾向を示している、ということです。アンケート調査による結果であってもまだまだ表面に現れていない案件もあると十分注意しておく必要があります。

いじめは、最初は小さな出来事でも、徐々にエスカレートし、大きな問題に発生することがあるため、日頃から小さな徴候でも見逃さず対応することが重要です。いじめをなくす取組を強めることは子どもの将来にとって重要です。

ささいなことを見逃さない体制の確立は重要であると思いますが、そのための方向性はどのように考えていますか。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 先ほどもご答弁申し上げたとおり、冷やかしやからかいなど、軽い気持ちで行った行為が、いじめという思いになり、初期の段階で教職員が組織的にしっかりと対応することが重要であります。

本町では教職員が日頃から子どもたちの心身の変化を見逃さないよう対応しているところであり、また、小中学校に、児童生徒や保護者が相談できるようスクールカウンセラーの配置も行っているところでございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 教職員の皆さんが子どもたちの変化を見逃さないようしっかりと教職員の研修なども行っていただき、いじめのない学校生活を送れるよう見守っていただくよう求めておきます。

次に、教育問題の2問目、発達障がいについて質問します。

発達障がいとは、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義

されています。

発達障がいの可能性のある児童生徒は、通常の学級を含め、全ての学校、学級に在籍していると考えられ、文部科学省では、こうした幼児児童生徒への指導・支援のために、厚生労働省などと連携しながら、特別支援教育をさらに充実していきます、と文部科学省はしています。

そこで本町の小学校では発達障がいと思われる児童へのケアはどのようにされていますか。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 本町の小学校におきましては、教員が児童一人一人の学校生活や学びの中での気づきや観察を通して、発達障がいがあると思われる児童につきましては、保護者の同意の下、発達検査などを受け、検査結果などをもって通級指導教室での指導を行っています。

通級指導教室に通う児童は、読み書きに時間がかかったり、友達とのコミュニケーションがうまく取れなかったり、学習面や生活面で困難が生じることがありますので、一人一人の状況に応じて改善・克服できるよう児童に寄り添う指導を行っているところでございます。

○議長（谷口 整） 山本議員。

○4番（山本 精） 今年度から、宇治田原小学校にも、通級指導教室が開設してもらい、これで両方の小学校に教室が開設できました。児童に寄り添う指導体制がこれでうたえます。

今後、発達障がいと思われる児童を見逃さないよう求めまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて、山本精議員の一般質問を終わります。

最後に、原田周一議員の一般質問を許します。原田議員。

○2番（原田周一） 2番、原田周一が通告に従いまして質問させていただきます。

この質問で私が最後となりました。お疲れだと思いますけど、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

まず、1件目は2050年カーボンニュートラルに向けた本町の取組についてお伺いしたいと思います。

先ほど来、浅田議員のほうからも、森林管理に関して、脱炭素社会のことを述べられておりましたけども、私はCO₂削減の意味から、環境問題の観点から質問させていた

だきます。

今年のノーベル物理学賞に地球温暖化の予測モデルを開発した業績でアメリカ在住の日本人、真鍋淑郎先生に12月6日メダルが授与されました。心からお祝い申し上げたいと思います。

1997年の京都議定書から始まった地球温暖化防止対策、その後の2015年のパリ協定、また、さきの10月31日から11月13日まで、イギリスはグラスゴーにおいてCOP26が開催され我が国代表団は環境省をはじめ、10省庁225名が参加されました。

パリ協定の1.5℃努力目標達成に向け、2030年に向けての気候変動対策を求める内容になっております。

温暖化を含む環境問題は、石油を原料としたマイクロプラスチックの問題などにおいては、今や小学生までも関心の高い問題となっております。

本年6月に令和3年度版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書が閣議決定され、8月3日各白書の閲覧が可能となりました。循環型社会の形成の持続可能な社会づくりと総合的取組として化学物質や廃棄物について、ライフサイクルを通じて適正に管理することで、大気・水・土壌などの保全や環境の再生に努める。リデュース（減らす）・リユース（再利用する）・リサイクル（再資源化）の3Rを促進することで資源効率性の向上と脱炭素社会の同時達成を図ることや、資源循環と脱炭素化や国土強靱化との同時達成を図ることなど、環境・経済・社会問題の総合的解決に向けて、循環型社会形成を推進します、と記述されております。

サーキュラーエコノミーといった言葉は新聞報道などでお聞きになったことがあると思いますが、循環型経済のことです。限りある資源を有効に活用することで、以前の大量消費かつ大量廃棄の経済システムの中で活用されることなく、廃棄されていた製品・原材料などを廃棄物ではなく新たな資源と認識し、資源を持続可能な状態で循環させる経済の仕組みのことです。

本町ではこの各白書をどのように捉え、どのような方針の下、施策を講じていくのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書が令和3年6月に閣議決定されました。これは国の2050年に経済活動に伴う温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの表明後初の白書となります。

本白書のテーマは、「2050年カーボンニュートラルに向けた経済社会のリデザイン（再設計）」としており、脱炭素社会への移行、循環経済への移行、分散型社会への移行という3つの移行を加速させ、持続可能で強靱な経済社会へのリデザインを強力に進めていくこととしています。中でも、白書では大量生産・大量消費型の経済社会活動から持続可能な形で資源を利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を目指すことが世界の潮流となるとしているのは、議員ご指摘のとおりです。

本町としては、これまでから城南衛生管理組合とその構成市町とともに、プラスチック製の容器包装物（プラマーク）の分別回収などの施策により、循環型社会の推進、ごみの減量化に取り組んできたところでございます。今般こうした白書が発表される中、城南衛生管理組合では、サントリーグループとボトルtoボトル事業を基盤とした持続可能な地域づくりに関する協定を締結したところでございます。これにより、本町を含む城南衛生管理組合管内から回収されたペットボトルは、プリフォームというペットボトルの材料に加工され、ペットボトルが直接ペットボトルにリサイクルされるという仕組みがつくられ、サーキュラーエコノミーへの移行とともに、ごみの減量化が一層図られるものと考えております。

今後とも、城南衛生管理組合及びその構成市町とともに、こうした資源循環の取組とごみの減量化を図っていきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 先ほどの白書のテーマは2050年カーボンニュートラルに向けた経済社会のリデザイン、再設計であります。

カーボンニュートラルを実現することは、大きな社会変容を受け入れ、それを目指すことだと思えます。

2050年までは30年ほどありますが、その間において我々が暮らす上で生活様式が大きく変化することが予想されます。

例えば、自動車のガソリンや暖房器具などの灯油などなど、石油を主体にしたものを使わない社会になる可能性も考えられます。本町にはメガソーラーといった大規模の太陽光発電の再生可能エネルギー設備なども多々あります。また、自動車メーカーなどが開発を急ぐ水素はカーボンニュートラルの鍵とも言われております。水素については、大変クリーンなエネルギーであることはご承知のとおりでありますけれども、水素を含めた再生エネルギーは大変コストがかかることも事実です。

新名神の開通、山手線の全線開通、307号線の整備などにより、道路事情も大きく

変わり、物流会社などによる大型車両の増加も予測されます。

自然に恵まれた環境を維持し、次代の子どもたちを守るためにも過去からいろいろな角度で質問してきた地球温暖化が原因と見られる気候変動が、異常気象による災害や生態系の変化など地球規模で影響を及ぼしていることを考えると通行車両の増加が予測される本町において、ゼロカーボンシティへの挑戦を宣言すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 今年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2030年に温室効果ガス排出量を2013年比46%削減することを目指し、2050年に実質ゼロを目指すカーボンニュートラル宣言の実現に向けて、各部門の対策や横断的施策を進めていくこととしております。

京都府においても、西脇知事が「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言され、府内でも、同様の宣言を行った自治体もございます。本町では、平成30年の第2期宇治田原町環境保全計画の中間見直しにおいて、当時の国の日標に沿って2013年比26%の削減を目指す方向に改めましたが、次期令和5年度の改定に向けまして、計画の進行管理を担っていただいております「エコパートナーシップうじたわら」とともに、今後の方向性に関し議論を進めてまいりたいと考えております。

また、真にゼロカーボンを目指すには相応な施策の実行が必要と思われ、本町だけでなく、国・府の動向を踏まえ、城南衛生管理組合や構成市町とともに、協調を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 12月8日の地元大手の地方紙に、京都の大手メーカーの温室効果ガス削減目標の記事が掲載され、読まれた方も多いと思います。

答弁にもありましたボトルt oボトル事業は、今まで、日本容器包装リサイクル協会に引き渡され、シートや繊維、また、パレットなどに加工再生され、不要となったものは焼却処分されていたと聞いております。今回の事業は、回収されたペットボトルが繰り返しペットボトルに再生利用される事業であり、そのためには、キャップ・包装資材・ボトルに分別する必要がありますが、ゼロからペットボトルを製造することと比べると大幅な二酸化炭素の排出制限につながる事業とも聞いております。ペットボトルの回収には、担当課のみならず、全庁を挙げて取り組んでいただきたいと思いますと同時に、住民・

学校はもとより、各企業にも積極的なPRをお願いしたいと思います。

カーボンニュートラルの達成には、このような一つ一つの取組が大事であると考えます。ゼロカーボンシティへの宣言には、検討すべき事項も多々あることも承知しております。

次代を担う子どもたちのために自然環境に恵まれたこの宇治田原の環境を残すのは今を生きる我々の使命ではないのでしょうか、と申し上げこの質問を終わりたいと思います。

次に、心のケア・自殺防止対策についてお尋ねいたします。

コロナ禍におきまして、我々を取り巻く生活環境は大きく変化し、心身に多大なる影響を与えました。ワクチン接種が進んだといえ、長期にわたる感染への不安、長引く自粛によるストレス、ソーシャルディスタンスにより家族や友人に会うことができないなどにより孤独感を抱く方も多いのではと思います。

令和3年10月末現在の自殺者数は警察庁発表の暫定値によれば、総数1万7,620人で、うち男性1万1,715人、女性5,905人で京都府下では313人の自殺者数が報告され、令和2年10月末との増減では全国ではプラス127人で、増減率では0.7%ですが、京都ではプラス17人で増減率5.7%と増加しております。

本町では、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して、2019年3月に宇治田原町自殺対策計画が策定されました。

本町における自殺者数は平成21年、2009年以降、年間0から3人と少なく、平成29年、2017年は0人になっています。全国・京都府より低い値で推移していましたが、平成26年、2014年に急増、その後、減少し平成28年、2016年には全国・京都府よりも低くなっているとの記載であります。

コロナ禍の影響で、経済的な苦境に追い込まれたり、孤独に陥ったりする人が冒頭の数字が示すように増えているのではと懸念しておりますが、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す本町の現状はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 黒川理事。

○健康福祉担当理事（黒川 剛） 内閣府・厚生労働省が公表している「地域における自殺の基礎資料」によりますと、本町の自殺者は、平成30年度1人、令和元年度2人、令和2年度0人となっております。本町では、平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき、医療・福祉、教育、広報など横断的な分野において、自殺対策の事前段階、危

機対応、事後対応と3段階にわたっての対策を講じることとしているところでございます。広報としては、町広報紙に啓発記事を掲載するほか、啓発グッズを作成し、小中学生へ配布しております。また、産後鬱の早期発見とフォローを保健師が中心となって実施しております。精神疾患のある方で自殺を企図するような方につきましては、直接面談し、必要に応じて京都府と連携した対人支援を行っております。現在、令和4年度をスタートとする新たな自殺対策計画を包含する第3期の地域福祉計画を策定中であり、計画策定に当たっては、住民の皆様へのアンケート調査実施のほか、当事者家族からのお話も聞かせていただく中で、自殺防止対策に向けた取組を具体化していくこととしております。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 先ほどの答弁で平成31年3月に計画が策定されて以降の自殺された実数の報告をいただきました。

自殺防止計画を包含する新たな地域福祉計画を策定されるということではありますが、現自殺防止計画中に位置づけされている「自殺に追い込まれる住民がいない町」の実現には至らなかったことは非常に残念であると言わざるを得ません。

自殺対策における取組は小中学生と高齢者では抱える問題が違うことから、心のケア、寄り添い方に別々のアプローチが必要ではないかと思えます。

先ほど、報告のあった各年度に自殺された方の年代は存じませんが、健康問題をはじめ、収入の減少、孤独、鬱状態など様々の問題が背景にあるのではと、また、それらをサポートする体制の整備が必要と思えます。

横断的な分野において、事前段階・危機対応・事後対応の3段階にわたっての対策を講じている、また、面談などの実施を通じて対人支援もしているとのことでした。

自殺の理由は様々であることから、未然に防ぐためには自殺の危険を示すサインや変化を素早くキャッチして、必要な機関とつなぐことができる多くの目が必要ではと考えます。

そのためには、本町でも多くのゲートキーパーの人材養成が必要と思えます。新年度から新たな計画が始まると先ほどの答弁にもありました。ゲートキーパーの積極的な講習計画・養成研修などいかがでしょうか。当局の見解をお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 黒川理事。

○健康福祉担当理事（黒川 剛） ゲートキーパー養成につきましては、現計画において位置づけを行っておりますが、養成講座を開催することができておりません。

ゲートキーパーは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことを言い、先ほども答弁いたしました。町の社会福祉士や保健師により、サインを感じたときは、個別対応している現状であります。

ゲートキーパーは、命の門番とも表現され、門番の数が多ければ多いほど見守る目が増すこととなります。町職員のほか、ケアマネジャーや民生委員等をゲートキーパーとして活動していただけるよう、次期計画におきましては、改めて位置づけを行い、関係機関の協力を得る中で養成事業を進めるべく、検討を行っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 自殺者は平成21年、2010年の民主党政権時にそれまでの12年連続3万人を超える事象に対し、3年間の政権運営時において、様々な対策、施策の実施により、自殺者が減少したことはご承知のとおりであります。

その後、自民党政権で、2万人程度まで減少していますが、それらに対する予算は、当時の民主党政権時の6倍以上も使われてきましたが、少なくなった自殺者がこのところ増加の傾向にあります。

ゲートキーパーの養成事業を進めるべく検討しているとのことですが、救える命を守るためには、より多くの方の参加の下で、自殺者を1人も出さないまちづくりのため、早急な事業開始を求めておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、小中高生の心のケア、自殺防止対策についてであります。

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、2020年度に30日以上登校せず、不登校とみなされた小中学生は前年度より8.2%増の過去最多であったことが、文部科学省の調査で明らかになりました。不登校の小学生6万3,350人、対前年度比1万人増、中学生は13万2,777人、前年度比で4,855人増、不登校の55%が90日以上長期欠席で、1991年度の統計調査開始以降最多との報告であります。不登校でないもののコロナ感染を避けるため、30日以上出席しなかった小中学生は2万905人との報告です。本町では都市部に比較して感染者が少なかったことは何よりも幸いなことでもあります。

文部科学省が自殺の統計調査を始めた1974年以降自殺した小中高生は最多との報告であります。小学生は7人、前年度比3人増、中学生103人、対前年度比12人増、高校生305人、対前年度比83人増で、中でも女子高校生は131人、同68人増と倍増していたとの報告であります。

過去から何度か不登校の問題については質問しておりますけども、コロナ禍で急激な生活の変化に心のケアの必要な児童生徒も在校しているのではと思います。

SOSを発信できない児童生徒もいる中で、どのように気づいてあげることができるのか、現状どのような対応、取組をされているのかお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 馬場課長。

○学校教育課長（馬場 浩） 議員ご指摘のとおり、子どもたちのコロナ禍における教育活動の制限など、子どもたちを取り巻く環境が変化中、全国的に不登校の児童生徒は増えている状況にありますが、本町では教職員が日頃から子どもたちの心身の変化を見逃さないよう、組織的にしっかりと対応しているところであり、小中学校に、児童生徒や保護者が相談できるようスクールカウンセラーの配置も行っているところでございます。

併せて、SOSの出し方を含む自殺予防教育につきましても引き続き行っておるところでございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 教職員が子どもたちの心身の変化を見逃さないよう、組織的にしっかりと対応しているとのことですが、先ほどの質問のSOSを出せない児童生徒もいると考えられる中で、経験の浅い教員が何よりも児童生徒とのつながりや小さな変化に気づくことができるよう、どのように気づいてあげることができるのか、学校現場や教育委員会は具体的にどのように対応されているのか、再度お聞きいたします。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 経験の浅い教員が、とのご質問でございますが、本町小中学校におきましては、担任だけではなく、校長、教頭、教務主任、学年主任、養護教諭など、複数の教職員が、休み時間などに積極的に児童生徒と関わりを持つようにより、日頃から子どもたちの心身の変化を見逃さないよう、組織的にしっかりと対応を図っているところでございます。

そのような対応の中で、気になる児童生徒については、スクールカウンセラー・まなび生活アドバイザー・生徒指導主任で情報共有を行い、支援方法を検討する会議やカウンセリングにつなげているところでございます。このような取組を通じて、児童生徒がSOSを出しやすい環境づくり、また、児童生徒のSOSに気づける体制づくりに努めているところでございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○2番（原田周一） 先ほどもいじめの質問の中で、問題が取り上げられて本町においても、増加傾向にあると答弁されております。

しっかりと、対応するという事なんですけど、具体的にどうかということを中心に懸念しております。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実に文部科学省の令和3年度の予算額72億円で前年度予算額より、5億円倍増されております。

児童生徒の小さな変化に気づくことができるように、教育委員会は予算の増額を真意をいま一度考えていただき、現場の先生方に対し、しっかりと支援していただくことを求めて私の質問を終わります。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これで原田周一の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。以上で、本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会をいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、これにて散会することに決定をいたしました。

本日は一般質問の途中からシステムの不都合、不具合により、ご不便、そしてまた、ご迷惑をおかけいたしましたことにお詫びを申し上げます。これにて散会をいたします。

次回は12月20日午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

散 会 午後2時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 榎 木 憲 法